重要事項説明書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者：　　様

社会福祉法人　のじぎく福祉会

ケアハウス　津名やすらぎの里

定期巡回ステーション　津名やすらぎの里

定巡重説Ｒ０８０６

１　社会福祉法人のじぎく福祉会
定期巡回ステーション津名やすらぎの里の概要

（１）　事業所経営法人

法人名	社会福祉法人　のじぎく福祉会
所在地	兵庫県加古川市神野町神野１３６－８
代表者名	栗原　英治
連絡先	０７９－４３８－９６９６（代表）

（２）　事業所の概要

事業所名	定期巡回ステーション　津名やすらぎの里
所在地	兵庫県淡路市大町下６５－１
連絡先	０７９９－６２－７４００
事業所番号	２８９１６００１８７
管理者氏名	長濱　優年
設立年月日	令和５年２月１日
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www. nojigiku.or.jp
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	tsunayasu@junfuku.or.jp

（３）　職員体制

職種	合計	職種	合計
管理者	１名	随時訪問介護員	提供時間を通じて１名以上
計画作成責任者	１名以上	定期訪問介護員	必要数
オペレーター	２名以上	訪問看護師	連携先による

（４）　サービス実施エリア

実施エリア	淡路市
通常実施エリア	津名・一宮地区（大町地区・周辺）

（５）　営業日

営業日	営業時間
３６５日	２４時間（同サービス提供時間）

（６）　事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

２　サービスの内容と費用

（１）　介護保険給付対象サービス

種類	内容
定期巡回サービス	利用者様の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、当事業所の計画作成責任者が計画書を作成し、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
随時対応サービス （オペレーションサービス）	利用者様に対し、24 時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口に利用者様からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の手配など、適切な対応を取ります。
随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して必要な日常生活のお世話を行います。 ※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。
訪問看護サービス	連携先の指定訪問看護事業所（順心会訪問看護ステーション淡路）から概ね月１回の利用者様宅を訪問しアセスメントを行います（利用者様全て）。 訪問看護サービスは、主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、利用者様の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。 対象となる利用者様は、連携先の指定訪問看護事業所の重要事項説明をご参照ください。
その他のサービス	居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者などへの連絡、調整を行います。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行います。必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

（２）　利用料金について

①　基本料金と他サービス利用時の減算額について

区分	基本単位（介護のみ）	１割負担金	２割負担金	通所系サービス利用時減算額
要介護１	5,446 単位	5,446 円／月	10,892 円／月	62 円／日
要介護２	9,720 単位	9,720 円／月	19,440 円／月	111 円／日
要介護３	16,140 単位	16,140 円／月	32,280 円／月	184 円／日
要介護４	20,417 単位	20,417 円／月	40,834 円／月	233 円／日
要介護５	24,692 単位	24,692 円／月	49,384 円／月	281 円／日

※ 訪問看護を利用される場合、看護に係る費用については連携先指定訪問看護事業所（順心会訪問看護ステーション淡路）へのお支払いとなります。

②　加算料金について

加算	単位	料金	１割負担金	２割負担金
初期加算	30 単位／日	300 円／日	30 円／日	60 円／日
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200 単位／月	12,000 円/月	1,200 円/月	2,400 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位／月	7,500 円／月	750 円／月	1,500 円／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ－ロ）	総単位数(加算を含む基本単位)×27.8%／月			

※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度により異なります。

※　原則として料金表の利用料金の１割が、利用者様負担額となります（所得によって２割負担となる方もおられます）。

※　利用者様が介護保険利用者負担額の減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

※　月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

※　１ヶ月の利用料の目安（総単位数とは基本単位＋各種加算単位となります）
｛総単位数＋（総単位数×介護職員処遇改善加算比率)｝×単位数単価 10.00 ×負担割合＋介護保険給付対象外サービス費＝利用料金

※　短期入所系サービスを利用された場合及び医療保険適用となった場合は、当該月は日割り計算となります。

※　下記の①の場合は、600 単位減算となります。
下記の②の場合は、900 単位減算となります。

① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者（②に該当する場合を除く）
② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者人数が50人以上／月の場合

（３）介護保険給付対象外サービスの利用料は、利用者様の全額負担となります。

	利用料金
ケアコール機	貸出は無料。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。 メンテナンスの為、毎月定期診断通報を行います。通信料の電話料金は、利用者様負担となります。 ケアコール端末機の定められた使用方法以外の事由に起因する故障・紛失等に関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。
交通費 （通常実施エリア外の場合）	通常実施エリアを超えての訪問毎に以下の料金を負担いただきます。 通常実施エリア大町地区・周辺を超える ５ｋｍ未満　１００円 ５ｋｍ以上～１０ｋｍ未満　２００円 以降、５ｋｍ毎に　１００円

（４）　利用料等のお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月１０日頃に当月分の料金を請求いたします。「淡陽自動振替サービス」をご利用される場合、１５日にご指定いただいた口座より引き落としとなります。１５日が土曜日及び日曜日の場合は、次回営業日に引落しとなります。

振込・窓口払いの方は、毎月２０日までに下記口座までお支払い下さい。

支払い方法	概要
窓口支払い	平日午前９時から午後５時まで受付いたしております。
金融機関への振込み	※振込料は契約者側負担となります。 振込先　淡陽信用組合　志筑支店　０２１５５０９ 社会福祉法人のじぎく福祉会 定期巡回ｽﾃｰｼｮﾝ津名やすらぎの里　管理者　長濱優年
淡陽自動振替サービス	契約者の淡陽信用組合口座より利用料金を引き落とします。

3　事業者が提供するサービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情等受付窓口	苦情受付担当者	対馬　要士
	苦情解決責任者	長濱　優年
	ご利用時間	9：00 ～ 17：00（月～金曜日）
	電話番号	０７９９－６２－７４００
	FAX 番号	０７９９－６２－７４０１

≪第三者委員≫　竹上　憲二　Tel ：０９０－７４８７－０９５７
中村　昌由　Tel ：０９０－７７６２－９３５０

○　第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち合いなどもいたします。
○　苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます

※　当事業所以外に以下の相談・苦情窓口へご相談することもできます。

○　淡路市　長寿介護課　Tel ：０７９９－６４－２５１１（直通）
Fax ：０７９９－６４－２５２９

○　兵庫県国民健康保険団体連合会　Tel ：０７８－３３２－５６１７
Fax ：０７８－３３２－５６５０

4　サービス利用にあたっての留意点

（１）　サービス提供を行う訪問介護員
①　サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
②　利用者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

（２）　サービス実施時の留意事項
①　定められた業務以外の禁止
利用者様は「**２　サービスの内容と費用**」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
②　サービス実施に関する指示・命令
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③　備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

（３）　サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の状況、又は事業所の事情によって、予め計画していたサービス計画を変更することがあります。

（４）　訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類など資産管理を主とする預かり
③ 利用者様又はそのご家族等からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者様の同居家族等に対する訪問介護サービスの提供
⑤ 利用者様の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙
⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除く）
⑧ 利用者様又はその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（５）　サービスの縮小、又は一時停止

①利用者様が医療機関へ入院した場合
②自然災害により、事業所が通常のサービス提供が難しいと判断した場合
③その他、非常事態が発生した場合

（６）　サービスの終了

①　利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに、担当の居宅介護支援専門員へお申し出下さい。

②　当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１か月前までに文書で通知いたします。

③　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス及び契約を終了いたします。

ア　利用者様が介護保険施設に入所した場合
イ　利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援と認

定された場合
ウ　利用者様がお亡くなりになった場合

④　その他

ア　当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は担当の介護支援専門員へ解約の意向を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ　利用者様がサービス利用料金の支払いを３か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20 日以内に支払わない場合、又は利用者様およびご家族等の著しい不信行為(暴言、暴行、カスタマーハラスメント)により契約を継続し難い重大な事情が生じた場合、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

（７）　カスタマーハラスメントへの対応

当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次に掲げる行為が該当しますが、これらに限られるものではありません。

① 暴言、暴力、脅迫、強要、大声での叱責、威圧的な言動、人格を否定する発言、不適切な性的言動等のハラスメント行為
② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
④ ＳＮＳやインターネット上への誹謗中傷、事実に基づかない情報の公開、事業者の信用を著しく損なう行為
⑤ その他、プライバシーの侵害等、職員の就業環境を著しく害する行為

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

更に、カスタマーハラスメントによって本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合には、事業者は通告の上、本契約を解除するものとします。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付し、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】

兵庫県淡路市大町下６５−１

社会福祉法人 のじぎく福祉会　定期巡回ステーション 津名やすらぎの里

施設長（管理者）　　長濱　優年　　印

説　明　者　　印

上記説明者より、重要事項説明書の交付と説明を受け、その内容に同意しました。

令和　　年　　月　　日

【利用者】住所

氏名　　印

（署名代行事由：　　）

【保証人】住所

氏名　　印

令和　８年　６月　１日　施行